

県議会の広報

県議会ホームページ

<http://www.pref.toyama.jp/sections/0100/index.html> または
富山県議会

ホームページでは、議会日程や議員の紹介、本会議のインターネット中継、会議録や議決結果等の県議会に関する情報をご覧いただけます。

インターネット議会中継

本会議の生中継と録画中継をご覧いただけます。



広報誌の発行

広報誌を発行・配布し、県議会の仕組みなどを分かりやすく紹介しています。

会議録の発行・閲覧

本会議、予算特別委員会、各委員会の会議録を次の定例会の開会日までに発行しています。議会図書室、県立図書館、市町村の図書館でもご覧になります。また、ホームページから閲覧でき、会議録の中のキーワードで検索もできます。

県議会 公式フェイスブック・公式ツイッター

県議会の取組みや活動内容などいち早く情報を提供しています。

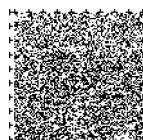
[f https://www.facebook.com/toyamapref.gikai](https://www.facebook.com/toyamapref.gikai)
[t https://www.twitter.com/toyamakengikai](https://www.twitter.com/toyamakengikai)

フェイスブックは
こちらから

ツイッターは
こちらから

音声コード

活字文書読み装置で、
情報を音声で聞くことができます。



あなたの声を県政に（意見・お問い合わせ）

富山県議会事務局議事課 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

TEL076-444-3409 FAX076-444-3471

こんにちは 富山県議会です 2018

富山県議会は、開かれた議会をめざします

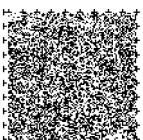


平成30年2月定例会

INDEX

- ・ 県民の皆様へ
- ・ 議員紹介
- ・ 県議会の役割
- ・ 会派別議員名簿
- ・ 県議会のしごと
- ・ 議会基本条例
- ・ 県議会のしくみ
- ・ 議員提案条例
- ・ 本会議配席図
- ・ 請願・陳情・傍聴
- ・ 委員会の構成
- ・ 県議会の広報

音声コード
活字文書読み装置で、
情報を音声で聞くことができます。



県民の皆様へ



第126代
議長
高野 行雄



第121代
副議長
山本 徹

富山県議会は、県民の皆様が豊かで、安全に安心した生活が営める元気な富山県を築くため、本県の有する豊かな可能性や魅力を存分に引き出すことに全力で取り組みます。

このため、県民の皆様の多様な意思を県政に反映し、議論を尽くすとともに、積極的に議会改革に取り組み、皆様に信頼され、期待される議会となりますよう、最大限の努力をしてまいります。

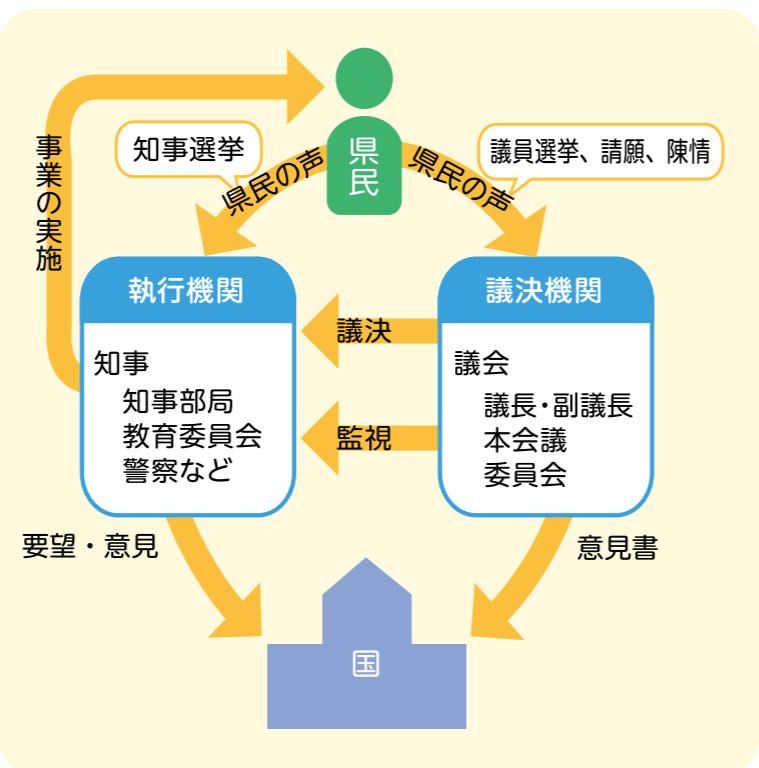
議長と副議長

議長と副議長は、議員の中から選挙で選ばれます。議長は、議会を運営し、議会を代表します。副議長は、議長が病気その他事故があるとき、また議長が欠けたとき、議長の代わりを務めます。

県議会の役割

県議会は、県民の皆様が選んだ代表者（議員）が集まって、豊かで住みよい富山県にするために話し合い、条例や予算など県政の基本的な方針を決定する場であり、議決機関と呼ばれています。

知事をはじめとする執行機関は、議会で決められた方針に従って各種の事業を実施しますが、県議会は、事業が本当に県民のためになったかどうかについて調査や検査などを監視機能を有しています。



県議会のしごと

議 決

- 条例の制定、改正、廃止を議決します。
- 予算を定め、決算を認定します。
- 重要な契約や市町村の合併など、法に定められた事項について議決します。

選 挙

議長、副議長のほか、選挙管理委員などを選挙します。

同 意

副知事、各種委員など、知事が選任する重要な人事は、事前に議会の同意が必要です。

請願・陳情の審査

県民から提出された請願や陳情を審査し、適当なものは県政に反映させます。

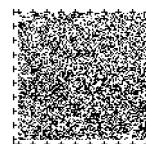
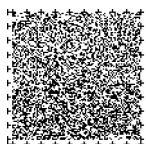
意見書の提出

県民の福祉の向上などに関する事項について、議会の意思を意見書にまとめ、政府や国会に提出します。また、決議という方法で議会の意思を表明することもあります。

検査・調査

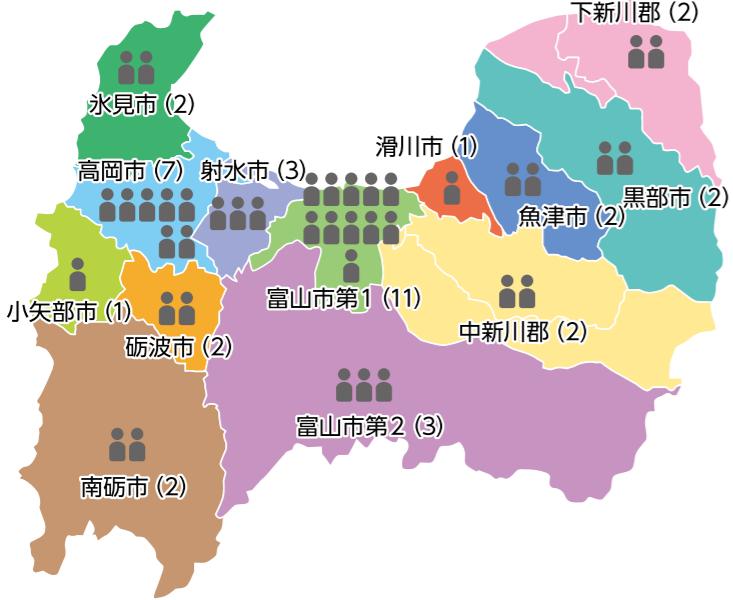
議会で決めたとおりに県の仕事が行われたかどうか検査し、調査します。必要に応じて執行機関に報告を求め、事情を聴取したり、関係人を呼んで証言を求めます。

議案が可決されるまで



議員紹介

県議会議員の定数は、13 選挙区から選ばれた 40 名です。



富山市第1(定数11)



富山市第2(定数3)



高岡市(定数7)



中新川郡(定数2)



下新川郡(定数2)

魚津市(定数2)



黒部市(定数2)

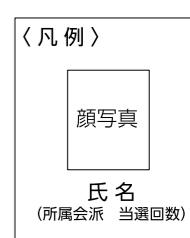
氷見市(定数2)



砺波市(定数2)



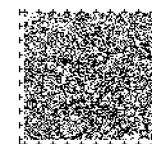
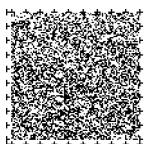
小矢部市(定数1)



各選挙区別に五十音順に載せています。

会派別議員名簿

会派等の名称	議員数	議員名				
自由民主党富山県議会議員会	29	亀山 彰	酒井立志	藤田良久	川島国	山崎宗良
		薮田栄治	井上学	平木柳太郎	浅岡弘彦	永森直人
		奥野詠子	藤井裕久	瘧師富士夫	向栄一朗	武田慎一
		筱岡貞郎	山本徹	宮本光明	渡辺守人	五十嵐務
		高野行雄	稗苗清吉	上田英俊	中川忠昭	横山栄
		山辺美嗣	鹿熊正一	四方正治	米原蕃	
富山県議会社民党・無所属議員会	5	島村進	澤谷清	岡崎信也	井加田まり	菅沢裕明
日本共産党富山県議員会	1	火爪弘子				
公明党富山県議員会	1	吉田勉				
会派 至誠	1	杉本正				
県民クラブ	1	笠井和広				
無所属の会	1	海老克昌				



富山県議会基本条例の制定

富山県議会基本条例は、平成30年2月定例会において全会一致で可決され、平成30年4月1日に施行されました。

富山県議会基本条例

前文

富山県議会は、明治16年に公選制の県会として開設されて以来、先人の郷土愛及び英知を継承しつつ、県民が豊かで、安全に安心した生活が営める富山県を築くため、本県の有する豊かな可能性や魅力を存分に引き出すことに全力で取り組んできた。

このため、県民の多様な意思を県政に反映し、公平かつ公正な議論を尽くすとともに、政策討論委員会の導入など議会改革にも積極的に取り組み、県民にわかりやすい議会運営に最大限、努めてきた。

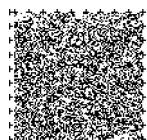
とりわけ、平成12年のいわゆる地方分権一括法の施行を契機とする地方分権改革の進展を踏まえ、これまで、地方分権社会にふさわしい議会を目指し、更なる自己改革と活性化に努めており、議会活動に関し県民の理解をより深めるため、議会中継などによる広報の充実、他の都道府県議会に先駆けた議員提案による政策条例の制定、外部有識者による知見の活用、「分割質問及び分割答弁方式」の導入による質疑の充実等、様々な面で議会の機能強化を図ってきた。

さらには全国的に人口減少が急激に進む中にあって、自主性及び自立性を重視した地方の創生が喫緊の課題となっている。

こうした課題等に的確に対応するため、二元代表制の一翼を担う県議会には、真摯に県民の声を聴き、県民の多様な意思を県政に反映させるとともに、県民により一層信頼され、期待される議会となるよう、県政の最終意思を決定する団体意思決定機能、地域課題の解決を図る政策の立案及び国等又は県等に対する提言機能等を最大限に発揮することが求められている。

このため、これまでの議会改革の取組を一層推進し、更なる議会の機能強化を図る等、地方自治の本来の力を高めていく議会運営が重要となっている。

ここに、富山県議会は、自らの果たすべき役割及び責務を改めて自覚し、日本国憲法及び地方自治法の精神にのっとり、議会の基本理念を明らかにし、議会の運営原則、議員の責務、会派の機能等の議会に関する基本事項を定めるとともに、県民の負託に応え続ける県議会を実現することを決意し、この条例を制定する。



第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、富山県議会(以下「議会」という。)の基本理念を明らかにするとともに、議会の役割、議会の運営原則、富山県議会議員(以下「議員」という。)の責務及び活動原則、会派の機能、議会と富山県知事その他の執行機関(以下「知事等」という。)との関係、議会と富山県民(以下「県民」という。)との関係等の議会に関する基本事項を定めることにより、議会が県民の負託に応え、もって県民誰もが未来に希望を持ち、豊かさと幸せを実感できる富山県(以下「県」という。)の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 議会は、二元代表制の下、県の最終意思を決定する議事機関として、公平かつ公正な議論を尽くし、その機能を十分に發揮するとともに、県民の多様な意思を富山県政(以下「県政」という。)に反映させることにより、地方分権社会にふさわしい地方自治の本来の力を高めることを目指すものとする。

第2章 議会の役割及び運営等

(議会の役割)

第3条 議会は、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 県民の代表者からなる議事機関として、県の意思を決定すること。
- (2) 知事等の事務の執行について、監視及び評価を行うこと。
- (3) 県政の課題に関し、政策を立案し、国等(国及びその他の関係機関をいう。以下同じ。)又は知事等に対して提言を行うこと。
- (4) 意見書又は決議により国等に対して意見の表明を行うこと。

(議会の運営原則)

- 第4条 議会は、公平かつ公正で県民にわかりやすい運営を行わなければならない。
- 2 議会は、その役割を踏まえ、審議等の充実、積極的な政策の立案及び提言、議会活動の透明性の確保並びに広報及び広聴の充実に努める。
 - 3 議会は、言論の府として議員の発言の機会を保障し、及び議員相互の討議等により活発な議論が行われるよう努める。
 - 4 議員は、本会議における質問及び質疑に当たっては、県民に対して論点を明確に提示してわかりやすくするよう努める。
 - 5 議会は、重要な議案、請願等について、審議等の徹底を期すため、必要に応じて公聴会の開催又は参考人からの意見聴取に努める。
 - 6 議会は、委員会の運営について、委員会の設置目的に応じた機能が十分発揮されるよう努める。

(審議の機会の確保)

第5条 議会は、十分な審議を尽くすため、定例会の回数及び会期並びに委員会について、十分な審議日程を確保することができるよう努める。

(緊急事態等への対応)

第6条 議会は、災害、緊急事態等の発生に際し、迅速かつ機動的に状況の把握その他の調査活動を行うほか、議会の役割を踏まえた必要な対応を行う。

第3章 議員の責務等

(議員の責務及び活動原則)

第7条 議員は、選挙により選出された県民の代表者として、県民全体の利益を考えた議会活動その他の活動を通じて、県民の負託に応えるよう努める。

2 議員は、県民の意思を把握し、県政の課題及び政策に関する情報収集並びに調査研究を行うとともに、政策の立案及び提言等の活動により、その責務を果たすよう努める。

3 議員は、日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努める。

(政治倫理)

第8条 議員は、県民の代表者としての責務及び職務を有することを深く自覚し、厳しい倫理意識に徹することにより、政治倫理の向上に努める。

(会派)

第9条 議員は、議会活動その他の活動を円滑に行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、県政の課題に関し、調査及び研修活動の実施並びに会派に所属する議員の調査及び研究活動の支援に努める。

3 会派は、県政の課題に関し、政策を立案し、国等又は知事等に対して提言するよう努める。

(議員定数等)

第10条 議会は、議員の定数、選挙区等について、本県の自然条件、社会条件等に配慮し、県民の意思を県政に十分反映することができるよう、必要な見直しを行うものとする。

第4章 議会の機能強化

(議会の機能強化)

第11条 議会は、県の意思を決定する機能、知事等の事務の執行について監視し、及び評価する機能並びに政策を立案する機能の強化に努める。

(専門的知見の活用)

第12条 議会は、議案の審査又は県の事務に関する調査を効果的に行うため必要があると認めるときは、学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査を実施するよう努める。

(検討組織の設置)

第13条 議会は、本会議及び委員会における審議等によるほか、県政の課題及び議会の運営に関して必要があると認めるときは、議員により構成される検討組織を設置し、審査、協議又は調整を行うよう努める。

(議会改革推進会議)

第14条 議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会改革推進会議を設置する。

2 議会改革推進会議は、毎年度、議会改革に関する行動計画を策定し、並びに当該行動計画及びその進捗状況を県民に公表する。

(交流及び連携の推進)

第15条 議会は、その機能を強化し、及び議会活動を活性化するため、他の地方公共団体の議会、大学その他の機関との交流及び相互に連携を図るよう努める。

第5章 知事等との関係

(知事等との関係)

第16条 議会は、二元代表制の一翼を担う議事機関として、執行機関である知事等との機能の違いを踏まえ、互いの役割を尊重しつつ、県民の多様な利益や意見を代表し、政策上の論点及び争点を提起し、民主的な意思決定を行う機能の発揮に努める。

(知事等による説明)

第17条 知事等は、予算を調製したとき、又は県政に係る基本計画等の重要な政策若しくは施策を定め、若しくは変更するときは、議会に対し、その内容を迅速かつ詳細に説明するよう努めるものとする。

2 議会は、知事等に対して、必要に応じて議案等について調査することができ、説明を求めることができる。

第6章 県民との関係

(議会の説明責任)

第18条 議会は、議決責任及び政策の立案等の議会活動に關し、県民に対して説明する責任を有する。

(会議等の公開)

第19条 議会は、本会議、委員会等を原則として公開し、県民誰もが傍聴しやすくし、会議資料を閲覧しやすい環境を整備し、県民に議論の過程を明らかにするよう努める。

2 議会は、県民に開かれた議会を実現するため、議決の結果等の議会活動に関する情報公開の推進に努める。

(広報及び広聴の充実)

第20条 議会は、多様な広報及び広聴媒体の活用により、議会活動が県民に周知されるよう積極的な広報に努めるとともに、県政に反映するよう広く県民の意思の把握に努める。

(県民参加)

第21条 議会は、県民から提出された請願及び陳情を、県民の政策提案と受け止め、必要に応じて、県民の意見を聞く機会を設ける。

2 議会は、議会活動を通じて、県民の主権者としての意識の醸成に努める。

第7章 議会事務局等

(議会事務局の機能強化等)

第22条 議会は、議会活動を円滑に行うため、議会の事務局の機能を強化し、及びその組織体制を整備するよう努める。

2 議会は、議員の調査研究に資するため、議会の図書室を適正に管理し、及び運営するとともに、その機能の充実に努める。

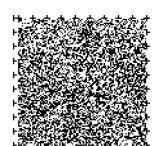
第8章 補則

(他の条例等との関係)

第23条 議会は、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図るものとする。

(条例の見直し)

第24条 議会は、社会情勢の変化、県民の意見等を踏まえ、必要に応じて、この条例の見直しを行う。



議員提案条例（政策条例）制定状況



富山県犯罪被害者等支援条例

制定趣旨

犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減を図るとともに、犯罪被害者等を社会全体で支え、県民が安心して暮らすことができる社会の実現に寄与する。

公布日：平成 28 年 12 月 16 日
施行日：平成 29 年 4 月 1 日



富山県県産材利用促進条例

制定趣旨

知事が定める基本計画及び県産材の利用の促進に関する施策の基本となる事項について定めること等により、県産材の適切な供給及び利用の確保を通じた林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、あわせて森林の適正な整備及び快適で豊かな県民生活の実現に寄与する。

公布日：平成 28 年 9 月 30 日
施行日：平成 28 年 9 月 30 日



障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例

制定趣旨

障害を理由とする差別の解消に関する施策の基本となる事項を定めることにより、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律と相まって、すべての障害ある人が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与する。

公布日：平成 26 年 12 月 17 日
施行日：平成 28 年 4 月 1 日



富山県歯と口腔の健康づくり推進条例

制定趣旨

県民の歯と口腔の健康づくりについて、施策の基本となる事項を定めることにより、歯と口腔の健康づくりを総合的かつ計画的に推進する。

公布日：平成 25 年 9 月 30 日
施行日：平成 25 年 9 月 30 日



富山県がん対策推進条例

制定趣旨

がん対策に関し、施策の基本となる事項その他の事項を定めることにより、県が策定するがん対策推進計画の実効性を確保しつつ、がん対策を総合的かつ計画的に推進する。

公布日：平成 24 年 12 月 12 日
施行日：平成 25 年 4 月 1 日



富山県適正農業規範に基づく農業推進条例

制定趣旨

農業者による適正な農業生産活動を推進することにより、安全な農産物を生産し、環境を保全し、及び農業者の安全を確保し、農業に対する県民の信頼の向上に資するとともに、本県農業の持続的な発展に寄与する。

公布日：平成 22 年 12 月 13 日
施行日：平成 22 年 12 月 13 日



富山県商工業者等によるにぎわいと魅力あるまちづくり推進条例

制定趣旨

商工業者及び商工団体等のにぎわいと魅力あるまちづくりを推進する活動への積極的な取組を促進し、相互に協力する気運を醸成することにより、豊かで活力に満ちた地域社会を実現し、県民生活の向上に寄与する。

公布日：平成 22 年 6 月 23 日
施行日：平成 22 年 10 月 1 日



元気とやま観光振興条例

制定趣旨

観光の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、観光の振興に関する施策を総合的かつ戦略的に推進し、豊かで活力に満ちた地域社会の実現及び本県経済の発展に資する。

公布日：平成 20 年 12 月 22 日
施行日：平成 20 年 12 月 22 日



都市との交流による農山漁村地域の活性化に関する条例

制定趣旨

県民の共通理解の下に交流地域活性化に関する施策を総合的かつ体系的に推進することにより、農山漁村地域の活性化を図り、活力ある県土の形成に資する。

公布日：平成 15 年 3 月 19 日
施行日：平成 15 年 4 月 1 日

県議会に請願や陳情をするには

県政に対する要望や希望を述べようとするときは、県議会に対して、請願（陳情）をすることができます。請願（陳情）は、文書で議長あてに提出してください。なお、請願には、県議会議員の紹介が必要です（陳情には必要ありません）。

○提出方法

議会事務局に直接持参するか、あるいは郵送にて提出してください。

○提出期限

随时受理されますが、会期中の一般質問最終日（ただし、意見書・決議の提出に係るものについては、代表質問日の午後1時）までに受理されたものを、その定例会で審査します。

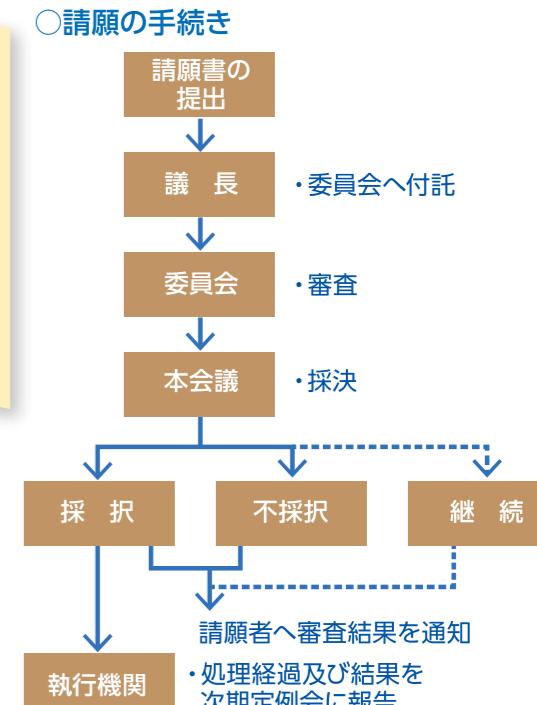
請願（陳情）書に記載された個人情報（住所・氏名）は、議会の審議のために用いるとともに、会議録等に掲載されるほか、公文書として情報公開の対象となります。

○請願の手続き

〇〇〇に関する請願書（陳情書）
紹介議員 氏名 印
(陳情書の場合は不要)

請願（陳情）の趣旨

平成〇〇年〇〇月〇〇日
請願者（陳情者）
住所
氏名
富山県議会議長 印殿



県議会を傍聴するには

富山県議会の本会議、予算特別委員会、常任委員会等は、傍聴することができます。

傍聴を希望される方は、議会日程および委員会日程をご確認の上、お越しください。（原則先着順）

なお、車椅子を使用される方も傍聴することができますが、事前に議会事務局にご相談ください。また、手話通訳を希望される場合は、議会事務局で手話通訳者を手配いたしますので、傍聴希望日の5日前までにお申込みください。

	受付場所	受付時間	受付方法	定 員
本会議	議事堂4階 傍聴者入口	随時	受付に設置してある傍聴者名簿に住所・氏名を記入の上、自由に入場してください。	149名 (うち車椅子8席)
	議事堂2階 大会議室入口		受付に設置してある傍聴者名簿に住所・氏名を記入の上、自由に入室してください。	27席
予算特別委員会 常任委員会 議会運営委員会	委員会開会の 30分前まで 委員会 開催会場入口	委員会開会の 30分前まで	当日、委員会開催会場にてお申込みください。 傍聴を希望する委員会の委員長の許可を受けて、傍聴することができます（委員会室により席数に限りがあります。）※詳しくは事務局におたずねください。	若干名
			随時	

